

府中市男女共同参画推進協議会の会議の公開について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲載する。

（例）■府中市男女共同参画推進協議会

○月○日（○）午後○時 市役所北庁舎○階会議室／傍聴希望の方（先着5人）は前日までに、男女共同参画センター「フューラル」／問合せは同センター（351・4600）へ。

3 会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

○公開場所

市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、男女共同参画センター情報資料室、府中市ホームページ

○会議録の内容

- ・会議名、開催回数、開催日時、開催場所
- ・出席者（委員・事務局）、傍聴人数
- ・会議内容

4 傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、5名程度とし、会議室の広さを考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日までに地域コミュニティ課（男女共同参画センター）に申し込むこととする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、配布する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。